

Global Tax Update

台湾

デロイトトーマツ税理士法人

2017年9月号

※本ニュースレターは、デロイト台湾が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

所得税法の一部条文改正草案について

台湾財政部は、2017年9月1日付で所得税に係る税制改正案を發布した。2018年1月1日から適用開始の見通しである。現行制度及び財政部草案の比較については、以下のとおりである。

対象	項目	現行制度	税制改正の草案及び方向性	
台湾国内 営利事業	営利事業所得税率	17%	20%	
	未処分利益税率	10%	5%	
台湾 非居住者 株主 (個人・法人)	配当時の 源泉徴収税率	20%(注)	21% ^(注1)	
			2019年1月1日より、過去に納付した未処分利益課税税額の配当源泉税額控除の撤廃	
台湾 居住者株主 (個人)	総合所得税率	5%~45%	5%~40% 給与所得特別控除額、標準控除額及び障害者特別控除額の引上げ	
	配当所得	両税合一、配当所得は総合所得に合算して課税	【甲案】合併課税 受取配当のうち37%を免税。残りは当年度所得として総合所得に合算して課税	【乙案】 ^(注2) 合算(A)又は分離(B)から有利な方を選択 A: 配当所得を総合所得に合算して課税 B: 配当所得は26%の一定税率で分離課税
	税額控除	受取配当に含まれる株主控除可能税額の半額を控除	なし	【甲案】合併課税 【乙案】 ^(注2) 合算(A)又は分離(B)から有利な方を選択 A: 配当所得の8.5%を控除可能税額とする(申請者1人当たりにつき8万元が上限) B: なし

(注1) 日台租税協定の配当上限税率10%を適用する場合、影響を受けない。

(注2) 「配当所得」で合算(A)を選択する場合、「税額控除」についても合算(A)を選択する形となる。

外資企業における現行制度及び税制改正案について、外資企業への所得税への影響に関するまとめは、下表のとおりである。

	租税協定の非締結国からの投資者				協定の締結国から租税の投資者			
	既追加 未処分利益課税		未追加 未処分利益課税		既追加 未処分利益課税		未追加 未処分利益課税	
	現行	草案	現行	草案	現行	草案	現行	草案
課税所得	100	100	100	100	100	100	100	100
営利事業 所得税	(17)	(20)	(17)	(20)	(17)	(20)	(17)	(20)
税引後 純利益	83	80	83	80	83	80	83	80
未処分利益 課税	(8.3)	(4)	-	-	(8.3)	(4)	-	-
処分可能 利益	74.7	76	83	80	74.7	76	83	80
配当源泉 徴収税率	(14.94)	(15.96)	(16.6)	(16.8)	(7.47)	(7.6)	(8.3)	(8)
控除可能 税額	3.74	-	-	-	3.74	-	-	-
現金収入	63.5	60.04	66.4	63.2	70.97	68.4	74.7	72

今回の税制改正は、台湾における税制の簡素化、台湾企業と外資企業の税負担の差異縮小、国際的な流れに沿った公平かつ合理的な所得税制の確立が主な目的となっている。台湾企業については、未処分利益に係る追加徴収税率の引下げにより、内部留保コストが軽減され、全体的には企業の税負担コストは小幅に低減することとなる。外資企業については、営利事業所得税率の引上げ(17%→20%)、外資配当源泉徴収税率の引上げ(20%→21%)及び未処分利益課税からの控除制度の撤廃により、全体的な税負担コストは増加することとなる。個人については、課税階級及び方案の違いにより、結果は異なるものとなる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

Deloitte & Touche 台北事務所

パートナー 横井 雅史 myokoi@deloitte.com.tw
シニアマネジャー 原田 浩光 hharada@deloitte.com.tw
シニアマネジャー 池田 博史 hiroikeda@deloitte.com.tw

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル 5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001